公示第 3 号

公　　告

下記の書類は、受取人の住所、居所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、この書類は当所に保管してありますから、該当者はいつでも申し出て交付を受けてください。

令和 8 年 7 月 1 日

埼玉県朝霞県税事務所長

記

送達する書類名	差押調書謄本

文書番号 (納税番号)	受取人 住所	氏名
差押調書謄本 朝税第1-42号	新座市新堀1丁目5番50号	浜田　小太郎
	以下余白	

(注)地方税法第20条の2第3項の規定により、この公告をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。